

広島県告示第四百十九号

平成二十一年広島県告示第二百八十二号で命じた次の区域に係るみつばちの腐蛆<sup>そ</sup>病のまん延を防止するためのみつばち等の移動及び移出入禁止措置は、平成二十一年四月八日に解除した。

平成二十一年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市春日町、伊勢が丘、引野町北、引野町一から四丁目、清水が丘、千田町、蔵王町、横尾町、横尾、向陽町、北美台、高美台、北吉津町、吉津町、桜馬場町、明神町、東深津町、西深津町、三吉町、東吉津町、南蔵王町、奈良津町、緑陽町、本町、胡町、東町、大黒町、寺町、旭町、御船町、入船町、三吉町南、若松町、木之庄町、港町、手城町、王子町